

地方創生関連交付金事業の効果検証について

令和元年8月1日 企企第628号
改正 令和3年1月6日 企企第1392号

地方創生関連交付金を活用した事業の効果検証に係る対象事業、事業効果区分及び判定基準等は下記のとおりとする。

記

1 効果検証の考え方

地方創生関連交付金を活用した事業について、各年度の取組状況、関連指標(KPI)の達成状況、事業効果等を沖縄県地方創生推進会議に報告し、有識者の意見等を踏まえ、当該交付金事業の効果的な推進を図る。

2 対象事業

地方創生推進交付金を活用した事業(細事業毎)

3 事業効果の判定について

(1) 事業効果区分と判定基準

最終区分	詳細	判定基準
事業の内容が KPI 達成に有効であった	①地方創生に非常に効果的であった	全ての KPI が目標値を達成するなど、大いに成果が得られたとみなせる場合
	②地方創生に相当程度効果があった	一部の KPI が目標値に達成しなかったものの、概ね成果が得られたとみなせる場合
	③地方創生に効果があった	KPI 達成状況は芳しくなかったものの、事業開始前よりも取組が前進・改善したとみなせる場合
事業の内容が KPI 達成に有効ではなかった	④地方創生に対して効果がなかった	KPI の実績値が開始前よりも悪化した、もしくは取組としても前進・改善したとは言い難いような場合